

市民税の寄附金税額控除に係る寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人の指定手続き及び事務取扱の留意事項

知立市の条例により個別指定を希望される特定非営利活動法人は、個別指定に関して次のことにご留意ください。

【対象となるNPO法人】 ※要綱第3条

1 個別指定の対象となるNPO法人

地方税法第314条の7第3項の規定により申し出がすることができるNPO法人は、「市内に主たる事務所を有し、市民の福祉の増進に寄与するNPO法人として市内で活動し、かつ、今後も引き続き市内で活動を行う予定であるNPO法人」となります。

【個別指定を受けるために必要な手続き】 ※要綱第4条

市の審査はすみやかに実施しますが、申し出があった時期によっては指定までにお時間を要する可能性が想定されます（税額控除の計算期間が毎年1月1日から12月31日となるため。）のでご容赦ください。

2 設立認証後、愛知県に事業報告を行っているNPO法人

(1) 提出書類（各1部）

愛知県に毎年事業年度終了後3か月以内に事業報告をしたものと同様な書類とし、次の

①～⑤の書類を提出してください。

- ① 「指定法人の指定に関する申出書」（市が指定した書式（要綱様式第1））
- ② 愛知県（所轄庁）が発行した認証書の写し
- ③ 定款の写し
- ④ 事業報告書（直近年度のもの）
- ⑤ 活動（収支）計算書（直近年度のもの）

(2) その他事項

事業年度が終了していないなどで愛知県にまだ事業報告がなされていない場合は直近年度のものとしませんが、事業報告終了後に速やかに④・⑤の書類を提出してください。

3 設立認証後、1年未満のため愛知県に事業報告を行っていないNPO法人

(1) 提出書類（各1部）

愛知県に設立認証申請をしたものと同様な書類とし、次の①～⑤の書類を提出してください。

- ① 「指定法人の指定に関する申出書」（市が指定した書式（要綱様式第1））
- ② 愛知県が発行した認証書の写し
- ③ 定款の写し
- ④ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑤ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動（収支）予算書

(2) その他事項

指定を受けた後に事業年度終了後3か月以内に愛知県に事業報告した場合、速やかに上記1(1)に記載する④・⑤の書類を提出してください。

【個別指定後に変更が出たときに必要な手続き（継続指定）】 ※要綱第6条・第9条・第10条

- (1) 代表者の変更等が出たときは、市が指定する書式（要綱様式第4）の提出と変更理由がわかる図書の提出が必要です。変更が出る見込みとなったときは、お早めに市へお知らせください。
- (2) 引続き条例等で定める要件に合致するか確認するため、市が指定した期限までに該当年の寄附者名簿（後述）の提出や、状況によっては必要な書類（定款の写し・事業報告書・活動（収支）計算書）をお願いすることがあります。

【個別指定の解除等に必要な手続き】 ※要綱第7条・第8条

4 解散などにより個別指定の取消しのために必要な提出書類

(1) 提出書類

上記1「個別指定の対象となるNPO法人」の対象に該当しなくなった場合や、個別指定を解散等により個別指定を取消しが必要となった場合は、速やかに次の書類を提出してください。

- ① 指定法人の指定解除申出書（要綱様式第5）
- ② 寄附金を受けた最後の年分の寄附者名簿

(2) 個別指定の取消しする場合

次のいずれかに該当する場合には、取消しの申し出がなくても、個別指定の取消し手続きをしますので、ご注意ください。申し出がなく市で取消しを行うときは、事前に文書にて通知（要綱様式第7）をさせていただきます。

- ① 上記「1」に該当しないと認められるとき。
- ② NPO法人として愛知県が設立認証を取消したとき。
- ③ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等があると認められるとき。

5 認定NPOになったとき

認定NPOとして認証されたときは、その旨を市へ申し出いただきますようお願いいたします。申し出のときには、次の書類が必要です。

- ① 認定等特定非営利活動法人となったことによる申出書（要綱様式第8）
- ② 認定等特定非営利活動法人となったことを証する書類の写し
- ③ 認定等特定非営利活動法人となった年において認定等特定非営利活動法人となるまでに受けた寄附金に係る寄附者名簿

また、認定NPO法人になったことに伴い、寄附金税額控除が個別指定では市民税のみ適用とされますが、認定NPO法人の場合は県民税及び所得税（国）も控除の対象となります。この場合、条例で個別指定しなくても寄附金税額控除は認定NPO法人として登録がある期間中は適用されます。しかし、条例の個別指定を外してしまうと認定NPO法人の審査で必要なパ

ブリックサポートテスト（P S T）の条例の個別指定の対象外となりますので各団体で引続き条例の個別指定を残すかどうか判断いただきますようお願いいたします。特に申し出がない限り認定N P O法人となったときも引続き条例の個別指定の対象としますが、寄附をした個人の方が寄附金税額控除を受けるときには条例の個別指定による控除を受けるか、認定N P O法人による控除を受けるか、判断をしていただくこととなりますのでご注意ください。

【個別指定後のお願い・留意事項】

6 市民税の寄附金税額控除の適用を受けられる寄附者

貴団体に寄附金を支払った個人の方で、寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在、知立市に住所を有する方は市民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

ただし、出資に係る寄附金等は寄附金税額控除の対象外となっております。

7 寄附をしようとする個人の方に対する周知事項

寄附をしようとする個人の方が、自らが支出した寄附金が都道府県民税又は市町村民税の寄附金税額控除の対象になるかを容易に確認できるようにするため、貴団体が条例指定を受けている都道府県及び市区町村の一覧を作成し、寄附をしようとする個人の方に対し交付するなど周知をお願いします。

8 寄附金受領後の寄附者に対する周知事項

寄附者に対しては次の①～④の事項について、特に周知してください。

- ① 認定N P O法人以外のN P O法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金については所得税における控除対象とはなっていないため、確定申告書での申告はできないことから、寄附者において控除を受けるためには、確定申告とは別に、知立市への寄附の市民税申告（国の省令様式【別紙1】）を行う必要があります。

上記5に記載がありますが、認定N P O法人となった後の寄附金は、所得税の控除対象であるため、確定申告書での申告が可能です。

- ② 申告に当たっては、貴団体が交付した寄附金受領証明書【同封の別紙2】が必要となります。
- ③ 寄附金を支払った年の翌年1月1日までに、寄附者が知立市の区域外に転出した場合、転出先の市区町村において貴団体に対する寄附金が条例指定されていなければ、市町村民税の寄附金税額控除の適用は受けられません。詳しくは、転出先の市区町村の住民税担当課へおたずねください。
- ④ 寄附時点の住所地の市区町村が貴団体に対する寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年1月1日までに知立市の区域内に転入した場合は、市民税の寄附金税額控除の適用が受けられます（市民税の賦課がその年の1月1日に原則住所があった場所で行われるため）。

9 寄附金を受けた場合の受領証明書等の交付 **寄附があった人へ行う**

寄附金を受けた場合には、控除の申告の際に添付が必要となるため、【別紙3】の例を参

考に、寄附者に対して次の①～⑤の事項を記載した受領証明書を交付してください（市の様式でなくても①～⑤を満たせば支障ありません。）。

- ① 寄附者の住所
- ② 寄附者の氏名
- ③ 受領した寄附金の額
- ④ 寄附金を受領した年月日
- ⑤ 市民税の控除対象となる知立市の条例個別指定寄附金であること又は認定特定非営利活動法人に対するものである場合はその旨

なお、受領証明書の交付の際は、必要な事項を記載又は印字した寄附金税額控除申告書を受領証明書とともに交付するなどにより、寄附者の申告に係る負担の軽減にご協力いただきますようお願いいたします。

10 寄附者名簿の作成・保存 **5年間保存**

個人の方から寄附金を受けた場合は、【別紙4・5】の例を参考に、寄附者名簿を寄附の受入れをした事業年度ごとに愛知県内の市町村別に作成し、愛知県内市町村からの求めに応じて提出することになっています。また、寄附者名簿は、当該事業年度終了の日の翌日以降3月を経過する日から5年間保存することになっています。

11 市への寄附者名簿の提出 **毎年1月に行う**

知立市においては、上記3【個別指定後に変更が出たときに必要な手続き（継続指定）】にありましたが、前年分（毎年1月1日から12月31日まで）に受けた寄附者名簿を毎年1月31日（土日休日の場合は翌市役所業務日）までに提出（郵送）していただきますようお願いいたします。間に合わない場合は、下記問合せ先へ申し出ください。

12【参考】法人市民税の減免について **毎年4月に行う**

条例による個別指定制度とは別に、知立市税条例で特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人については法人市民税を減免できる制度がございます。申請は、原則4月に行っていただきます。ただし、直近の決算年度の会計書類など提出もお願いしているため、期限内に決算書類などの書類が間に合わない場合はその旨を係へお申出ください。

〈問合せ〉 知立市広見三丁目1番地 知立市役所 総務部 税務課 市民税係 電話番号 0566-83-1111 内線 133・134
--

令和 年度分 市町村民税 寄附金税額控除申告書 (二)
 道府県民税
 (特定非営利活動法人に対する寄附金用)

第五号の五の三様式 (第二条関係)

令和 年 月 日 知立市長 様	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	
個人番号		
令和 年 1月1日 現在の住所	生年月日	明・大 昭・平 令
	電話番号	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが前年中に住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）を除く。）に対する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注) この申告書は、認定特定非営利活動法人等以外の特定非営利活動法人に対する寄附金の申告書です。その他の寄附金（認定特定非営利活動法人等に対する寄附金等）は、別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書（一）」又は「市町村民税・道府県民税申告書」を市町村長に提出してください。

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
	都道府県 ・ 市区町村	円
	都道府県 ・ 市区町村	
	都道府県 ・ 市区町村	
計	都道府県分	
	市区町村分	

(切り取らないでください。)

令和 年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書 (二) 受付書
 (特定非営利活動法人に対する寄附金用)

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

寄附金受領証明書

住所

氏名

様
_____¥

上記の金額を受領いたしました。

令和 年 月 日

事務所
所在地法人名及び
会長名

印

※知立市に令和 年1月1日現在お住まいの方は、この受領証明書を添付すれば市民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

寄附金受領証明書 (記載例)

住所 知立市広見〇丁目〇〇番地

氏名 知立 太郎 様

¥5,000

上記の金額を受領いたしました。

例えば、令和3年4月4日に寄附した場合は、
令和4年度の市県民税申告(令和3年の確定申告)で
適用となる。
市県民税申告には別紙1の提出が必要。

令和3年4月4日

事務所所在地 知立市〇〇町〇〇1丁目1番地

法人名及び会長名 特定非営利活動法人 〇〇〇〇
会長 □□ □□特定非営利
活動法人〇
〇〇〇印

確定申告書に記載する場合は、第2表の住民税欄などに次の例を参考に記載ください。

○ 寄附金控除に関する事項 (24)

寄附先の 名称等	NPO 法人〇〇〇〇 (市条例指定)	寄附金	5,000
-------------	-----------------------	-----	-------

他の寄附(ふるさと納税)があれば
「条例」としてわかるように記載

○ 住民税に関する事項

住民税	非上場株式の 少額配当等	非居住者 の特例	配当割額控除額	特定配当等の 全部の申告不要	給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収(自分で納付)	都道府県、市区町村 への寄附 (経費控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
									5,000

この欄に金額がないと控除対象外となります。

令和 年分 寄附者名簿 (記載例)

例えば、令和3年(分)にした寄附は、令和4年度の市
民税の寄附金税額控除で利用できます。

(寄附者が令和4年1月1日に知立市に住所があることも条件)

別指定 特定非営利活動法人
の名称 ○ ○ ○ ○

知立市分

令和○年1月1日～令和○年12月31日

No.	氏名	住所	寄附金額	寄附金を受領した年月日		
				年	月	日
① 1	② 知立 太郎	③ 知立市広見〇丁目〇〇番地	④ 5,000円	⑤ ○	4	4
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

寄付者へ渡す受領証明書
と一致させてください。

知立市

① No. 1

寄附金受領証明書 (記載例)

住所 知立市広見〇丁目〇〇番地 ③

氏名 知立 太郎 ② 様

④ ¥5,000

上記の金額を受領いたしました。

⑤ 令和○年4月4日

事務所所在地 知立市〇〇町〇〇1丁目1番地

法人名及び会長名 ○○○○会 会長 ○○ ○○ 印

※知立市に令和○年1月1日現在お住まいの方は、この受領証明書を添付すれば市民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

寄附した年の翌年の1月1日